

宮城県中小企業団体中央会 共済事業規程

（目的）

第1条 本規定は、宮城県中小企業団体中央会（以下、「本会」という。）が実施する共済事業の運営について定め、もって会員の構成員たる事業所及び役員並びにその従業員の福利厚生に資することを目的とする。

（共済の種類）

第2条 本会が実施する共済事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定退職金共済
- (2) 総合補償共済
- (3) 団体扱（月払い）共済制度（オーナーズプラン・パートナーズプラン）
- (4) 団体扱（年払い）共済制度（オーナーズプラン）
- (5) ビジネス総合補償共済
- (6) サイバーリスク総合補償共済
- (7) その他、全国中小企業団体中央会が実施する共済制度

2 前項第1号に規定する特定退職金共済制度については、宮城県中小企業団体中央会退職金共済規程に定めるものとする。

（加入資格）

第3条 本会の共済に加入する資格を有する者は、本会の会員並びに会員の構成員たる事業所及びそれらの役員並びに従業員とする。

2 前項の規定に係わらず第2条(2)(3)(4)については、毎年1回実施する「加入資格定期確認」を共済制度加入後3回実施した契約については、第4回目以降の資格確認を実施しない。

3 第2項の共済制度加入後3回実施した「加入資格定期確認」の結果が全て加入資格有の契約については、その後加入資格を喪失した場合でも、本会がその掛金を収納できれば引き続き共済制度として継続することができる。ただし、加入資格喪失後、新たに加入・増額することはできない。

（共済の委託）

第4条 本会は、共済事業を本会が指定する保険会社に委託して実施するものとする。

（共済制度への加入及び脱退）

第5条 本会の実施する共済に加入しようとする者は、所定の申込書を本会及び本会が指定する保険会社に提出するものとする。

2 加入の承認は、加入しようとするものと本会が指定する保険会社との間に保険契約が成立したときに承認されたものとみなす。

(加入資格の確認)

第6条 本会は、第3条の規定に基づき、共済制度加入時及び加入後定期的に加入資格の確認を行うものとする。

2 加入資格確認の実施時期・方法等については、本会が指定する保険会社との間で協議の上これを定める。

3 共済制度加入者は、加入資格の確認にあたって、本会並びに本会が指定する保険会社に協力するものとする。

(掛金の収納)

第7条 第4条の規定により共済事業を実施する場合、掛金の収納は本会が行う。

ただし、第2条(2)(3)(4)については、初回掛金のみ保険会社に直接納付する。

第8条 本会は、本規定の改廃に際し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 この改正規程は、令和2年3月25日から施行し、令和2年4月1日より実施する。

2 本規定第3条第2項に係わらず、既に旧規程第3条第2項の適用を受ける者は引続き本会共済制度を継続することができる。また、令和2年4月1日以前の契約について、加入者からの個別相談があった場合は事情勘案の上、旧規程第3条2項を適用する場合がある